

就学事務システム用端末機器等導入業務

仕様書

令和 7 年 6 月
奈良市 教育部
教育総務課

1. 目的

自治体情報システムの標準化・共通化に伴う就学事務システム（学齢簿編製等）導入にあたり、システムを稼働させるための端末やプリンタ等を新たに設置するにあたり、本仕様書の端末機器等の仕様や設定構築業務の内容を定める。

2. 事業範囲

- (1) 事業名称
就学事務システム用端末機器等導入業務
- (2) 調達する端末機器等
「(別紙1) 端末機器等明細書」に記載のとおり
- (3) 展開スケジュールの調整
展開スケジュールの作成及び調整
- (4) 端末機器等の設計・設定作業
端末機器等の設計及び設定（個別設定を含む）など
- (5) 端末機器等の設置作業
端末機器等の設置作業（配線、ネットワーク接続設定、プリンタ接続設定など）、端末機器等設置後の動作確認等
- (6) 就学システム(富士通 Japan 株式会社 MICJET V10)の導入・設定における作業
- (7) 成果物作成
成果物（管理台帳）作成

3. 契約期間

契約締結日から令和7年11月30日まで

4. 事業の実施

- (1) 端末機器等の調達
調達する端末機器等は、展開作業に遅延がないように物品の納品を完了すること。また、納品完了時に納品完了報告を実施すること。富士通 Japan 株式会社の就学システムが問題なく安定稼働する機器を導入すること。
- (2) 展開スケジュールの作成及び調整
 - (ア) 本市と協議のうえ、展開スケジュール案を作成すること
 - (イ) 令和7年9月以降に本市でシステムの移行テストを実施するため、端末導入の作業期間は令和7年8月29日までとし、完了時期を厳守すること。
※プリンタの作業期間については、令和7年10月10日までとするが、テスト環境を整えるため可能な限り導入を急ぐこと。
 - (ウ) 就学システムの導入・設定に当たっては、当該システムベンダーである富士通Japan株式会社の担当者に確認を取り、連携・調整を行うこと。
- (3) 端末機器等の設計・設定作業
下記の設定項目と本市の指示に則り、端末を設計すること。
 - (ア) パソコンの設定

- ・OSのインストール及び環境設定
- ・各種ネットワーク設定
- ・就学システム(富士通Japan株式会社 MICJET V10)の導入及び環境設定と稼働確認
- ・Microsoft Excelのインストール及び環境設定と稼働確認
- ・Microsoft Wordのインストール及び環境設定と稼働確認
- ・プリンタドライバのインストール及び環境設定
- ・インストールした各種ソフトウェアの動作に必要なとなる設定
- ・ファイルシステムはNTFSで設定すること。
- ・記憶媒体の構成は別途本市と調整すること。
- ・BitLockerの設定をすること。
- ・Microsoft Windows 11 のバージョンは24H2とすること。
- ・Microsoft Excel、Microsoft Word、ブラウザに最新のセキュリティパッチを適用すること。
- ・本市共通外字の設定※³

(イ) インストールするソフトウェア

- ・就学システム(富士通Japan株式会社 MICJET V10) ※²
- ・Microsoft Excel
- ・Microsoft Word
- ・本市が指定するブラウザソフト
- ・Adobe Acrobat Reader※¹
- ・一太郎Viewer 最新版
- ・Lhaplus (圧縮・解凍ソフト)
- ・アタッシュケース(暗号化ソフト)
- ・SmartOn ID※²
- ・SKYSEA※²
- ・Trend Micro Apex One※²
- ・本市指定のプリンタドライバ
- ・その他、本市が指示する各種ソフトウェア

※なお、端末作成時にインストールされるアプリやピン留めアプリについては、奈良市と協議して不要なものは削除すること。

(ウ) プリンタ設定

- ・WSDポートの無効化を行うこと。
- ・外字が正しく印刷できるよう設定を行うこと。
- ・必要に応じて就学システムベンダーと連携を取ること。

上記の設定作業の項目以外に必要な設定作業が発生した場合は、本市担当者と協議を行うこと。

※¹ バージョンについては、別途本市から指示する。

※² 媒体は本市が用意する。

※³ 本市の手順書に従い設定を実施すること。

(4) 端末機器等の設置作業

(ア) 設置場所は奈良市役所本庁舎とする。

(イ) 調達した端末機器等の設置に先立ち、初期不良早期発見のため、起動後1日以上経過した後に動

作に問題ないことや電源の再起動を数回以上実施した後に動作に問題ないことを確認するなど、動作試験を行い、初期不良がないことを確認すること。

- (ウ) 端末機器等の設置及び配線並びに動作確認を行うこと。
- (エ) 本調達で調達したプリンタの印刷確認を本市担当者の立会いのもと実施し、印刷できることを相互に確認すること。なお、プリンタサーバ経由で印刷を行うプリンタについてはプリンタサーバにドライバをインストールし、テストを実施すること。
- (オ) 設置作業完了後、本市の担当者の立ち会いのもと、動作確認を実施し承認を得ること。
※動作確認テストにおいて問題が発覚した場合は随時、対応内容・結果を含め、詳細に本市担当者に報告し、設置期間中に問題を解消すること。
- (カ) 設置作業は業務時間（午前9時00分から午後5時00分）内に実施し、業務に影響を及ぼすことがないよう、本市担当者と協議のうえ、安全かつ円滑に実施すること。ただし、業務の都合により業務時間中に設置作業が行えない場合は、本市担当者と協議のうえ、業務時間外の作業とすること。
- (キ) 来庁者、職員及び作業者等の安全に十分配慮すると共に、他の業務に支障が生じないように十分注意すること。
- (ク) 作業者は、名札及び腕章を着用すること。
- (ケ) その他、必要となる事項については、本市担当者と協議のうえ、対応すること。

(5) 成果物作成

本市の指示に従い、端末機器等やソフトウェアに関する台帳を作成し、電子データ（Excel形式）で提出すること。また、端末機器等の製品名、製造番号（もしくはシリアルナンバー）、設置場所を一覧にして電子データ（Excel形式）を提出すること。

※保守等により成果物に変更の必要が生じた場合は、成果物を差し替えること。

(6) 納品内容

- (ア) 就学システムを構成するハードウェア及びソフトウェアは、業務を遂行するうえで高い信頼性及び可用性を必要とするため、富士通Japan株式会社の就学システムが問題なく安定稼働する機器を導入し納品すること。
- (イ) 障害発生頻度が少なく、「(別紙1) 端末機器等明細書」の仕様を満たし、かつ、「4. (3) 端末機器等の設計・設定作業」に記載されたソフトが問題なく動作する端末機器等を導入すること。
※調達した端末機器等の動作が不安定な場合は、受注者負担のもと、障害の原因特定のために調査を実施し、必要に応じて最適な機器に入れ替えること。納入時のハードウェア及びソフトウェアの構成では、本仕様書の要件を実現できない場合も同様とする。
- (ウ) 「4. (3) 端末機器等の設計・設定作業」の通りに設計・設定を行い、端末機器については令和7年8月29日から、プリンタについては令和7年10月10日から正常稼働できるようにし、「4. (5) 成果物作成」にて作成した成果物の納品を完了すること。また、それら機器等について、11月30日までは本市の検証期間として扱い、就学事務システム用端末機器等保守業務と同等の保守を行うこと。
- (エ) 端末機器等の納品時の荷造り、運送、据付及び現地調整に要する費用は、受注者の負担とする。また、空箱等の廃材の処理についても責任において実施すること。
- (オ) 本市と協議のうえ、就学システムの動作確認を実施し、動作確認の完了をもって設置完了とする。

(7) その他

- (ア) 本事業の実施に当たっては、「奈良市情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。
- (イ) 本市が求める場合は、随時打ち合わせを実施すること。
- (ウ) 作業期間内は作業場所を用意するが、作業場所を変更する場合がある。
- (エ) 作業場所の使用時間は、原則平日9時00分から午後5時00分までとし、その他の時間帯に使用する場合は事前に本市担当者に申請し承諾を得ること。
- (オ) 作業者リスト、乗り入れ車両リスト等を1週間程度前に本市担当者へ提出し、承認を得ること。
- (カ) 端末機器等の搬入にトラックを使用する場合は、駐停車するスペースを考慮し2 t以下とすること。また、本市施設内に駐停車する場合は本市担当者の指示に従うこと。
- (キ) 作業中に施設の備品等を破損した場合は、受注者の責任において原状回復すること。
- (ク) 作業中に事故が発生した場合は、速やかに本市へ連絡し指示を受けること。
- (ケ) 本仕様書に記載がない事項、仕様等について疑義が生じた場合は、双方協議して解決するものとする。